

(別表Ⅱ)

裁判例一覧表Ⅱ（主にインターネット以外の権利侵害）

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
1	名古屋地裁 H24.1.25 平成21年(ワ) 第8015号	名誉権	団結権・団体交渉権 その他人格権	配布書面	・「貴殿〔原告〕が責任者の立場で構成員(分会員)の意向や意見をよく聞き、参考にされることがない」 ・「聞知するところによれば、最近の貴君〔原告〕の言動は、分会員の意見さえ聴取していない独善的なものであると思われる」 ・「会社としては、貴分会長〔原告〕のこのような法の定めや和解協定の約束事まで無視する言動によりこれ以上分会の代表者として容認して各種の折衝を続けることは正常な労使関係を構築するにも百害あって一利なしと判断し」等		一般市民〔関係者〕 (産業別単一労働組合の分会長)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:自動車教習施設等を運営する法人 ②:①の代表取締役会長 ③:①の代表取締役社長)	¥3,000,000 ¥1,500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
2	東京地裁 H24.2.24 平成21年(ワ) 第26197号	名誉権		雑誌	【見出し】『BがドロドロのDV』『離婚訴訟』 原告が、妻であるB〔著名な音楽家〕に首を絞めるなどの暴行を加え、更に原告とBの子に対してもけがをさせたとの事実等	1	その他の著名人 (医師)	記者・報道機関 (雑誌、単行本等の出版を業とする法人)	¥10,000,000 ¥2,500,000	¥0 ¥0	
3	新潟地裁 H24.3.27 平成22年(ワ) 第633号	名誉権		配布書面 (ビラ)	X2〔原告の代表者理事長〕は、利用者が亡くなったときに「死にやがって！これでまた利用率が下がった。すぐ空きをさがさなければ」と大声で話していたとの事実等	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:労働組合 ②:①の上部団体)	¥2,200,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
4	同上	名誉権		配布書面 (ビラ)	同上	1	一般市民〔関係者〕 (No.3の被害法人の代表者理事長〔符号:X2〕)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (同上)	¥1,400,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
5	東京地裁 H24.3.28 平成21年(ワ) 第35681号	名誉権		新聞	「Xは家族全員の入信が原則とされ、『会幹部の許可なしに結婚できない』などの決まりもあるとされる。」	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (宗教法人)	記者・報道機関 (スポーツ新聞社)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
6	大阪地裁 H24.4.11 平成22年(ワ) 第12182号	名誉権		新聞	「同課〔捜査第一課〕によると、X容疑者は、この事件〔殺人未遂又は傷害被疑事件〕の現場で撮影された防犯ビデオに映っていた男と似ており」、「関与した疑いが浮上した」	1	一般市民〔第三者〕 (殺人未遂被疑事件の被疑者として逮捕された者 (その後、傷害罪により起訴されたが、無罪が確定した。))	記者・報道機関 (新聞社)	¥10,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
7	大阪地裁 H24.6.15 平成22年(ワ) 第9588号	名誉権		新聞	【見出し】「a談合」、「市長、頻繁に接待を受ける」、「B〔業者〕側から」、「ほぼ毎月の時期も」 「逮捕されたB顧問らから頻繁に接待を受けていたことが5日分かった。」、「2000年ごろ、F、D両容疑者と会った。[略]その前後からF容疑者らによるX市長の接待が始まり、05年に入っても断続的に続いた。[略]ほぼ毎月のように接待していた時期もあったという。」等	1	政治家 (市長)	記者・報道機関 (新聞社)	¥10,000,000 ¥6,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
8	東京地裁 H24.8.8 平成21年(ワ) 第30949号	名誉権		雑誌	「巫女になれ、と教祖が[原告の会員に]命じると、[当該会員は]そのまま家にも帰されずに施設に軟禁された。」	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (宗教法人)	記者・報道機関 (①:週刊誌及び書籍の出版等を業とする法人 ②:①の発行する雑誌に記事を寄稿している者)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
9	徳島地裁 H24.9.5 平成22年(ワ) 第570号	名誉権		新聞	「[原告の]言動に人品骨柄の卑しさが滲み出た」 (暴行事件により書類送検された原告が、被害者側に2度目の和解を持ちかけたが、被害者側が態度を硬化させて物別れに終わった経緯として摘示したもの)	1	政治家 (町長)	記者・報道機関 (新聞社)	¥2,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
10	水戸地裁 H24.9.14 平成22年(ワ) 第207号 平成23年(ワ) 第375号	名誉権		発言 (新聞社に対する書面による情報提供行為)	原告が傷害罪により起訴され、罰金8万円の略式命令を受けたとの事実	1	一般市民〔関係者〕 (村職員)	一般市民〔関係者〕 (村職員(原告と同じ課に所属))	¥1,500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
11	奈良地裁 H25.1.17 平成22年(ワ) 第595号	名誉権		新聞 ウェブメディア	【見出し】 ・「X〇〇〇の若き妻“DV生き地獄で自殺”」、「異常に神経質、金に執着」 ・「Xの若き妻“DV生き地獄で自殺”入学式から5日後に自ら命絶つ」 ・「異常に神経質、金に執着 DV防止法に抵触か」	3	政治家 (国会議員)	記者・報道機関 (①:新聞社 ②:①の代表者兼主筆(編集・論説総責任者) ③:①の取締役)	¥100,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	
12	奈良地裁 H25.1.17 平成22年(ワ) 第596号	名誉権		新聞 雑誌 ウェブメディア	【見出し】 ・「要因はX参院議員のDV」 ・「妻・Aさん入学5日目の自殺」 ・「X参院議員DV問題で言い訳」 ・「自殺要因はX参院議員のDV」等	6	政治家 (同上)	記者・報道機関 (同上)	¥100,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	
13	東京地裁 H25.1.23 平成22年(ワ) 第7245号	名誉権		書籍	・「事件の背後には、41歳だったX'(仮名)という正体不明の金融ブローカーがいました。」 ・「根っからの詐欺師であるX'」 ・「そんなときにX'と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたというのです。」 ・「いつも銀座のホステス5～10人を引き連れていました。ホステスにはそれぞれ5000万円の札束を新聞で包みガムテープでグルグル巻きにしたものを一つずつ持たせ、不法な形で現金を海外に持ち出していたのです。」等	6	一般市民〔関係者〕 (銀行の巨額不正融資事件の一部に関して詐欺罪等により実刑判決を受けた者)	記者・報道機関 (①:左記不正融資事件の捜査を担当していた元警察官で同事件に関する著書の著者 ②:上記著書の出版社)	¥10,000,000 ¥1,200,000	¥0 ¥0	
14	福岡地裁 H25.2.7 平成23年(ワ) 第2821号	名誉権		雑誌	【見出し】「仰天!あの『SEX教団』の元幹部が市長になった」 【本文】 「カルト教団とは、『SEX教団』として知られる『D』である。」、「教祖・Fは08年、女性信者への強姦致傷などの容疑で韓国で逮捕され、懲役10年の刑が確定、服役中である。日本の女性信者が多数、性的被害にあったことも明らかにになっている。」、「悪質な勧誘はもとより、脱会した人への嫌がらせや、さらに教祖から性的暴行を受けた信者に対し口封じの目的で脅迫メールを送りつけ、ノイローゼ状態にしたなどというひどいものもありました」、「X氏は『D』特有の加害行為を率先していたようなのである。」等	1	政治家 (市長)	記者・報道機関 (①:週刊誌を発行する法人 ②:①の従業員で本件記事を掲載した週刊誌の編集長 ③:本件記事の執筆者)	¥10,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
15	東京地裁 H25.3.14 平成23年(ワ) 第17685号	名誉権		発言	原告X1の婚姻が偽装結婚であるとの事実	複数回	一般市民〔関係者〕 (タクシー会社乗務員〔符号:X1〕)	一般市民〔関係者〕 (①、②:原告と同じタクシー会社乗務員)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
16	同上	名誉権		発言	原告X2が脱税をしている、〇〇会〔勤務先内の親睦団体〕の資金を流用している等の事実	複数回	一般市民〔関係者〕 (タクシー会社乗務員〔符号:X2〕)	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
17	松山地裁 H25.4.10 平成23年(ワ) 第1392号	名誉権		雑誌	【大見出し】「女性職員を10ヵ月間陵辱し続けた問題警官は〇〇〇〇の猛者だった！」 【小見出し】「〇〇県警強姦疑惑 提訴されたX'〔原告の姓のイニシャル、所属等〕の素顔」 【本文】AがX'と県警を相手取り、慰謝料などの支払を求める裁判を起こしたこと、X'とAが出会った経緯、両者が性的関係を結ぶに至った経緯、AがX'から約10ヵ月間性的暴行を受け続けていたとの事実 等	1	一般市民〔第三者〕 (警察官)	記者・報道機関 (週刊誌その他の書籍を出版、販売している法人)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
18	大阪地裁 H25.4.26 平成24年(ワ) 第2093号	名誉権		雑誌	・【表題】『『どうなってんねん、D事件』、「直撃インタビュー大阪府警元マル暴刑事が話す」 【本文】(元大阪府警4課(暴力団担当)所属の刑事の話として)「X'による、E・C元社長への脅迫事件へと発展したのです。」「週刊誌で創業家のIとX'が暴露合戦をする中で、狙いはともかくお互いが『事実』として認めたことに、『X'がE元社長から数千万円のカネを手渡しで受け取った』というものがあった。E氏がテレビの制作費の一部を懐に入れていることを知ったX'が、'04年頃、そのカネを脅して『回収』した、という事実です」 等 ・【表題】「徹底追及第13弾『なんでも暴力団』Dと、そのお仲間たち」、「どういう関係?」、「◇◇◇組〇代目の義兄を顧問に迎えていたC」 【本文】(「C関係者」の証言として)「X'にすれば、『この男は使える』とピーンと来たんだと思いますね。その証拠に、翌年にはIに頼んで、Cの関連会社の顧問にねじ込んでしまったんですから』」 等	2	芸能人 (タレント)	記者・報道機関 (①:週刊誌を発行する法人 ②:本件記事を掲載した雑誌の編集長)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
19	那覇地裁 H25.5.14 平成23年(ワ) 第278号	名誉権		発言 掲示書面 (大学掲示板・グループウェアへの掲示)	●Y2の発言等 ・「授業とは関係ないけど。AとかXとかヤバイやつはいないから大丈夫。」 ・「学費値下げもみんなが自治会費を払ってくれるから言ってるようなものだ。」「自治会会長はジャスト30」 ・「平和とか 言ってくるくせに 火炎瓶」、「あの二人 親にも愛想を 尽かされる」 等 ●掲示書面 【見出し】「Y1大学生自治会が極左暴力集団を支援?」 「現執行部メンバーは過激派から送り込まれた活動家ってホントですか?」、「X会長は自治会費を生活費にしてるって本当ですか?」、「日常的に自治会費をムダ遣いしている人たちに、責任をとっていただきたい。」 等	5	一般市民〔関係者〕 (被告Y1の運営する大学の学生・大学学生自治会会長)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:大学を運営する学校法人〔符号:Y1〕 ②:上記大学の教授・学生部長〔符号:Y2〕)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	Y1の責任原因は、Y2の発言等については使用者責任、文書については共同不法行為。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
20	東京地裁 H25.5.23 平成21年(ワ) 第31029号	名誉権	信用 平穩に営業活動を営む権利	発言 (街宣活動における発言) 配布書面 (ビラ)	・「Y1君は、リストラ合理化の生贄として解雇された」 ・(原告らが申し立てた仮処分や民事訴訟に関して)「争議禁圧」、「争議を圧殺」、「圧殺しようとする権力や資本の攻撃」等	64	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (ダイヤモンド等の各種工具、用具及び精密機械の製造等を業とする法人〔符号:X1〕)	一般市民〔関係者〕 (①:原告X1の元従業員で同社に解雇された者〔符号:Y1〕 ②:Y1が解雇後に加入した労働組合〔符号:Y2〕 ③:Y2の執行委員長)	¥143,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
21	同上	名誉権		発言 (街宣活動における発言) 配布書面 (ビラ)	同上	20	一般市民〔関係者〕 (No.20の原告X1の代表者・会長)	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥20,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
22	同上	名誉権		発言 (街宣活動における発言) 配布書面 (ビラ)	同上	19	一般市民〔関係者〕 (No.20の原告X1の元専務・現顧問)	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥19,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
23	同上	名誉権		発言 (街宣活動における発言) 配布書面 (ビラ)	同上	6	一般市民〔関係者〕 (No.20の原告X1の元従業員)	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥6,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
24	奈良地裁 H25.5.23 平成22年(ワ) 第813号 平成23年(ワ) 第719号	名誉権	パワハラ	発言 (記者会見における発言)	原告が業務上横領行為を行ったこと及びそれを理由に原告を懲戒解雇したこと	複数回	一般市民〔関係者〕 (県土業会職員)	一般市民〔関係者〕 (①:県土業会会長 ②:県土業会副会長)	¥10,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
25	同上	名誉権	パワハラ	メール	原告に業務上横領行為があるとの事実 等	3	一般市民〔関係者〕 (同上)	一般市民〔関係者〕 (No.24の被告②に同じ)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
26	同上	名誉権	パワハラ	その他の書面 (刑事告発状)	原告が、県土業会に交付された業務管理費を横領したとの事実	1	一般市民〔関係者〕 (同上)	一般市民〔関係者〕 (No.24の県土業会に所属する士業者)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
27	広島地裁 H25.5.29 平成23年(ワ) 第1500号	名誉権		雑誌	【大見出し】「2億円『裏口入学詐欺』で訴えられた〇〇党『X』副代表」 【リード文】「秘書が国会議員の名を騙り、裏口入学を持ちかける詐欺話はまああるが、党の要職に就く議員本人が直接関与したとするなら前代未聞。先頃、〇〇党の副代表・X参議院議員[略]が、被害者から2億円の『裏口入学詐欺』で東京地検に刑事告訴されていた。」 【本文】「X議員はさっそく、『C総長に相談に行ってくる。手ぶらでは行けないので二、三百万円程度用意して貰えるか』と、告訴人に電話で指示を行う。そこで告訴人は、[略]現金300万円を茶封筒に入れて被告訴人の地元事務所に届けた」、「〈その後、被告訴人は、何十回も告訴人に電話を掛け、『C総長に持って行くから』という同様の手口で告訴人にお金を出させ続け」た」、「結局、[略]4年間に騙し取られた金は総額1億7425万円にのぼり、他にも[略]X議員に渡した金が総額で3910万円あるという。合計で2億円超。」等	1	政治家 (国会議員)	記者・報道機関 (週刊誌を発行する法人)	¥10,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
28	神戸地裁 H25.6.28 平成22年(ワ) 第3036号 平成23年(ワ) 第2087号	名誉権		発言 (ハラスメントの調査委員に対する発言)	「[略]倫理性というか[略]モラルが欠如しているということがいくつかありまして、一つはですね、これは、現在の〇〇学分野の分野長のP先生からの報告、発言ですが、移植した後にですね、間質性肺炎が起こることがあるんですが、[略]普通はまあ抗がん剤は使わなくて、免疫抑制剤を使うんですが、[略]みんなが治療方法が悪いと言っているのにかかわらず、まあ強制してしまったと、それはまあカルテの記録に残っております。」、「医学部で調査した書類があるんですね。で、S先生ってのは、これ今〇〇県で一番まあ、骨髄移植してるんですがね、彼も弟子ですけれども、[略]ほとんどの弟子が、[略]虐待受けてたり、奴隷的に扱われたと書いてあるんですね、自分の言葉でね。」	1	一般市民〔関係者〕 (大学准教授)	一般市民〔関係者〕 (大学教授・学部長)	¥10,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
29	東京地裁 H25.7.17 平成24年(ワ) 第24864号	名誉権		雑誌 ウェブメディア	【見出し】「X2X1に監視委『引導』へ」 【リード文】「ついに命綱が切れるか。最後の仕手筋、故Aの女から借りた禁断の200億円(?)の行方は。」 【本文】 ・原告X2の判断により、原告X1がBから200億円を借り入れたとの事実 ・Bは、仕手筋であるAと親密な関係にあった女性であり、AがCに係る仕手戦を仕掛けた際に、これに便乗して多額の利益を得たことがあり、これを基に大きな資産を形成したとの事実	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (コンサルティング等を目的とする法人〔符号:X1〕)	記者・報道機関 (①:雑誌、書籍の編集、出版並びに販売等を目的とする法人 ②:①の代表者)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
30	同上	名誉権		雑誌 ウェブメディア	同上	1	一般市民〔第三者〕 (No.29のX1の代表者〔符号:X2〕)	記者・報道機関 (同上)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
31	東京地裁 H25.8.29 平成24年(ワ) 第21502号	名誉権		その他の書面 (訴訟における陳述書)	「Dさんから、当時一緒に秘書をしていたXさんのことも、聞きました。Xさんも、古くからの職員で、元スチュウアーデスです。Xさんも、当時総裁からセックスの相手に指名されました。XさんはA総裁をお慰めしたい一心でベッドを共にしたのですが、最初は緊張しすぎて、緊張のあまり総裁先生と肉体的にひとつになれなかったことを、本当に残念に思われ、『総裁先生にお役に立てなくて申し訳ない』と泣かれていたといひます。この第1回目は、結局ペッティングまでで終わったそうです。」等	2	一般市民〔関係者〕 (宗教法人の信者、職員)	一般市民〔関係者〕 (左記宗教法人の元信者)	¥15,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
32	名古屋地裁 H25.10.18 平成22年(ワ) 第8391号	名誉権		雑誌	【表題】『「スタンガン男」の懲りない浮気癖[略]』 (原告が、婚姻関係にありながら、習慣的に他の女性と浮気を繰り返す性癖を有する者であるとの事実)	1	一般市民〔第三者〕 (妻に対する殺人事件で有罪が確定した者)	記者・報道機関 (週刊誌の発行等を行う法人)	¥30,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	本文については真実相当性の抗弁が認められ、表題のみ不法行為の成立が認められたもの。
33	東京地裁 H25.10.29 平成21年(ワ) 第30992号 平成21年(ワ) 第42441号	名誉権		雑誌	【表題】「「深層ルポ コンパニオンから理事長になったX1予備学校の『女帝』受験生の金でゼイタク三昧」 【リード文】「現在、その一大教育コンツェルンの頂点に君臨するのが、前理事長の三番目の妻である」、「来春の入試に向けて最後の追い込みをかける受験生をよそに、元コンパニオンの『女帝』が繰り広げる公私混同と贅沢三昧の日々……」 【本文】 ・「不可解な土地取引」 ・「建物はX1学園の所有で、研修施設という名目だったが、実態は自宅である。」 ・「[夫である前理事長]がアルツハイマー型認知症を患うようになったのと時を同じくして、X2がX1の経営に関与し始め、親族を寄せ付けなくなり、最終的には原告学園の理事長となるなどX1グループの頂点に立った」等	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (傘下に大学、高校、専門学校、予備校等のグループ企業を擁する法人〔符号:X1〕)	記者・報道機関 (①:図書及び雑誌の出版等を目的とする法人 ②:本件記事が掲載された①発行の雑誌の編集発行人)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
34	同上	名誉権		雑誌	同上	1	一般市民〔関係者〕 (No.33のX1の理事長〔符号:X2〕)	記者・報道機関 (同上)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
35	東京地裁 H25.11.12 平成22年(ワ) 第24879号	名誉権	信用 商標価値	発言 (記者会見における発言、 マスメディア記者に対する 情報提供)	・(原告の)「上司は『年寄りの、太っている、醜い』従業員をやめさせたかった」 ・「Yは従業員を差別し、従業員に商品の購入を強制している。」 ・「ハラスメントのレベルは人間の理解できる範囲を超えている。私の責務は、一生懸命働く女性を守り、彼女らの職場環境を安全なものにすることである。」等	複数回	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (ハンドバッグ、カバン、靴、衣料品、装身具及び服飾雑貨類等の輸出入並びに販売の事業を展開する法人)	一般市民〔関係者〕 (被害法人を懲戒解雇された元部長)	¥20,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
36	東京地裁 H25.12.24 平成22年(ワ) 第25678号	名誉権		新聞	【見出し】「X'離婚危機 [略]」 「[略]女優のX' (29)とプロレスラーA (36)が離婚危機にあることが10日、分かった。関係者によると、Aは[略]離婚を視野に入れた話し合いを始めているという。」等	1	芸能人 (女優、タレント)	記者・報道機関 (スポーツ新聞社)	¥100,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
37	東京地裁 R4.3.25 令和2年(ワ)第 24096号	名誉権		雑誌 ウェブメディア	【見出し】『「街宣車を押しかけさせたんだよね」X'，“贖罪キャラ”の裏で新たな裁判』 【小見出し】「反社とのかかわり」、「街宣車を押しかけさせたんだよね」 【本文】 ・「実は、株式譲渡から間もなく、X氏から『Dに街宣車を押しかけさせたんだよね』と打ち明けられたという。」 ・「しかし、X氏の嫌がらせはそれで収まらず、次に仕掛けたのはサイバー攻撃だった。」、「信用失墜のためにD発と見せかけたスパムメールを取引先などに大量送信したり、顧客からの問い合わせフォームに1日数万件以上のメールを送り付け、業務を3カ月以上妨害したという。」	2	その他の著名人 (Eコマース事業等を営む事業家)	記者・報道機関 (①:書籍及び雑誌の出版等を目的とする法人 ②:①の従業員、本件記事の執筆者)	¥14,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
38	金沢地裁小松支部 R4.4.12 令和2年(ワ)第 89号	名誉権		発言 (記者会見における発言)	「原告は、a町内会の会長であったところ、平成28年度にa町墓地の園路等整備工事についてa町内会とA株式会社[略]の間で締結された請負契約では、代金は300万2400円であり、工事完成後、[略]a町内会からAに同額が支払われ、未払金が存在しないにもかかわらず、[略]同工事の代金の名目でa町内会管理の貯金口座から合計173万4600円を引き出して着服・横領した疑いがある。」等	1	一般市民〔関係者〕 (市議会議員)	一般市民〔関係者〕 (被害者と同じ市に居住し、被害者と同一の町内会員である者)	¥10,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
39	東京地裁 R4.5.13 令和2年(ワ)第 9930号	名誉権		メール	・「同じミスを意図的に繰り返し、反省もなく、人の人生設計を容易に破壊するX2' [略]は相当に常軌を逸しています。」、「(X2は)普通の会社の総務ならクビになるレベルです。」 ・「X2 F1 X1氏は、炎上したいんですかね。。。なんて頭の悪い総務なんですかね。。。」 ・(原告法人の総務部門には)「世間から大きく常識がずれている、また反社会的な思考の人間が大変多い」、「僕のような、武家華族、職業軍人の家系の人間に対して、部落のエリア、部落の名字の人間が数多くいる」等	4	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (テレビ番組やイベントの美術制作・設営等を行う法人)	一般市民〔関係者〕 (被害法人の元従業員)	¥5,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
40	同上	名誉+名誉感情		メール	No.39の2、3点目の各事実等	3	一般市民〔関係者〕 (No.39の常務取締役[符号:X1])	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
41	同上	名誉+名誉感情	平穏に生活する権利	メール 発言 (職場内での発言)	No.39の各事実のほか、 ●メール ・「[X2は]〇〇程度のイタ車に目を輝かせる成金志向」で、「風俗ばっか行って、あまつさえ部下の〇〇さんの入社祝いに風俗連れていき、嫁と子どもに愛想つかされて離婚寸前」等 ●発言 「X2は嘘ばかり言う。」、「こいつは会社で全員から嫌われている。」、「そんなんだから奥さんと子供に逃げられるんだ。」等	7	一般市民〔関係者〕 (No.39の従業員、総務部長[符号:X2])	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
42	東京地裁 R4.6.15 令和2年(ワ)第29559号 令和3年(ワ)第14902号	名誉権	信用、生活の平穏といった人格的利益	発言 (原告の自宅・事務所前の路上における発言)	(Y2のAに対する請負残代金請求の認容判決が確定したという状況の下において) ・「Xお金返せ」、「なんだその顔は、ふてくされた態度は、土下座しろ、土下座しろ、冗談じゃないぞコキブリ」 ・「税理士であるにもかかわらず、東京地方裁判所で出た判決を守らないんです」、「東京地方裁判所は、Xは速やかに741万8338円を支払えという内容です」、「生かしておけないだろ、そんなうじ虫は」、「こんな男、生かしておいちゃいけないでしょ」、「こいつは、ほんとうに、ぶち殺したい」 ・「B事務所のXに判決が下りました、Xが我々有限会社Y2に741万円を支払えという判決が出ました」、「税理士であるにもかかわらず、東京地方裁判所で出た判決に従わない」 等	5	一般市民〔関係者〕 (税理士、スポーツジムの経営等を目的とする法人〔符号:A〕の元代表者)	一般市民〔関係者〕 (建設工事業等を業とする法人〔符号:Y2〕の代表者)	¥600,000 ¥200,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。 Y2の会社法350条に基づく責任(Y1と同額の連帯支払責任)も認められている。
43	東京地裁 R4.7.8 令和2年(ワ)第32697号	名誉権		メール (添付ファイル)	(被告の管理本部職員が原告の勤務する病院の事務長に宛てた、協力医療機関協定の解除等を伝達するメールの添付ファイル) 【表題】「その他諸々の出来事」 ・「入居者様の居室に入って、冷蔵庫内のアイスや飲み物をおねだりしたりすること度々であった。」 ・「施設でお亡くなりになった方の死亡診断書を作成しになかなか来てくれない。来る時間の変更も勝手にして、ご遺族様の気持ちをまったく酌まない。」等 【表題】「A病院経緯書」 ・「[略] X先生からI事務員へ『なんでその黒いスパッツ穿いていんの？暑くないの？ミニスカート穿いて生足見せちゃいなよ』と発言あり。」 ・「[略] 往診時、当施設看護師に対して『俺、ラグビーで鍛えているから筋肉すごいんだ。触ってみろ』と発言あり。その後、下ネタのオンパレード。』看護師は触りたくもないのに二回ほど腕を触ってあげた。」 等	1	一般市民〔関係者〕 (医師)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (有料老人ホームの経営等を目的とする法人)	¥1,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
44	東京地裁 R4.8.9 令和2年(ワ)第5637号	名誉権		その他の書面 発言 (訴訟の陳述書、証人尋問における供述)	【書面】 「X1氏とX2氏が、[略] C氏〔A1、A2の監査役・顧問税理士〕を苛烈に責め立て、それが、C氏が自死する直接の原因となったものと考えています。」 【発言】 (「調査の結果として証人御自身はC先生が亡くなった経過をどうお考えになりましたか。」との質問に対し) 「これは、もうお亡くなりになる前日にX1さんとX2さんがC先生の事務所に行って、C先生にかなり強烈にC先生の株主総会での態度を責めたというように、そういうことがあったというようなことを僕なりに判断して、これは直接C先生がお亡くなりになった原因はX1さん、X2さんからいろいろな罵倒をされて、それが自殺をする直接の原因だったと、そのように判断しました。」	2	一般市民〔関係者〕 (①:法人〔符号:A1〕の代表者、法人〔符号:A2〕の元代表者〔符号:X1〕 ②:A2の代表者〔符号:X2〕)	一般市民〔関係者〕 (弁護士)	¥5,000,000 ¥400,000	¥0 ¥0	
45	東京地裁 R4.10.14 令和3年(ワ)第11643号	名誉権		発言 配布書面	(XとY1の妻が不貞行為を行っていたとの事実関係の下において) ●発言(Y1が原告勤務先の保険担当者に対してしたもの) 原告が被告Y1の配偶者と不貞行為を行った事実を伝え、原告の処罰を求めるもの ●配布書面(Y2が原告勤務先のコンプライアンス担当部署に宛てて送付したもの) 原告は、勤務先に対し、不貞行為をしていない旨説明しているとのことであるが、原告は、Y1との裁判の中で不貞行為の事実を認めており、原告の上記説明は明確な虚偽であるとの事実	3	一般市民〔関係者〕 (会社員)	一般市民〔関係者〕 (〔符号:Y1〕)	¥1,400,000 ¥450,000	¥0 ¥0	
46	同上	名誉権		配布書面	No.45の「配布書面」に同じ	3	一般市民〔関係者〕 (同上)	一般市民〔関係者〕 (No.45のY1の代理人弁護士〔符号:Y2〕)	¥1,400,000 ¥450,000	¥0 ¥0	
47	東京地裁 R4.11.9 令和3年(ワ)第25880号	名誉権		新聞	「また東京では翌6日、A党のX1、X2両氏が財務省に乗り込み、約1時間、職員をつるし上げている。当該職員の自殺はその翌日の7日だった。」	1	政治家 (①、②:国会議員〔符号:X1、X2〕)	記者・報道機関 (①:新聞社 ②:作家・ジャーナリスト、本件記事の寄稿者)	¥4,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
48	東京地裁 R4.11.11 令和3年(ワ)第26285号	名誉権		書籍	(古書店経営者である亡Cが執筆したエッセイを集めた書籍における記述) ・「昨年の[略]古書展では、ふと見ると(Cの)籠からA書店のXさんがやはり目次を確認しながら自分の籠に放り込んでいて、『オレの籠から抜くのは止めてくれない』と文句を言ったら、バレンタカの表情で離れていった。」 ・「この頃、古書展では〈A書店〉のXさんが蟹蹙をかっていた。この人、何を勘違いしたのか、古書展を運動会と思っていたフシがある。数人が集まっている棚には掘り出し物がある、と確信していて、背後から近づき、ひとり二人とひっぺがし、掻き分けて最前列に身体を押し込む。まるで棒倒しをしているような迫力で。」 ・「この日〈A襲撃事件〉が起きた。[略]例によって人だかりを見て血が騒いだXさんは、背後から掻き分け、押しのけて棚に取り付いた、と同時に後ろから足払いを掛けられた。背中から落ちた。[略]後頭部、背中、臀部と蹴られたがジッと耐えた。不意に静寂が訪れた。襲撃者たちは何事もなかったように散開し、それぞれが別の棚を物色しに行った。平台の下でボロ雑巾のような気持ちのXさんは何とか上半身だけ起こして、ゆっくりと呼吸してみた。喉も脇腹もジンジンと痛いけれど、時間を掛ければどうやら歩いて帰れそうである。Xさんは『もう古書展はコリコリだ』と痛切に思ったらしい。」等	1	一般市民[第三者] (古書店の経営者)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:本件書籍を出版した法人 ②:本件書籍の販売を行った法人)	¥2,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
49	長崎地裁 R4.11.16 令和元年(ワ)第344号	名誉権		配布書面 発言	●書面1(グループウェア上に公開したもの) 「当社元従業員であるGは在職中から当社課長級従業員らと共謀し、当社と競合する新会社を設立し、現職従業員十名以上を引き抜いて新会社に転職を持ち掛け、さらに当社の現取引先からの受注も奪取する事業計画を立てていたことが判明しました。[略]よって、当社顧問弁護士に相談の上、同計画に深く関与していると判断した3名の従業員[略](につき)臨時取締役会において下記の通り処分を決定し、本人に通達しました。/X1[肩書略] 懲戒解雇/X2[肩書略] 諭旨解雇/X3[肩書略]諭旨解雇*//*X3社員については、懲戒処分としては諭旨解雇であるが、他2名と比較し関与度合いが低く反省の念も強いため、降格処分を行いかつ配置転換を行うことを条件とし、会社に残れるよう配慮しました。」等 ●書面2(従業員説明会において配布したもの) 書面1記載の事実のほか、「一番関与が深く、当社の現取引先からの受注奪取計画にも関わっていたX1課長を懲戒解雇に、X2技師を諭旨解雇に、そして比較的関与が浅かったX3課長には処分上は諭旨解雇相当ですが、降格及び配置転換を条件に会社に残れるよう配慮いたしました。今回このような重い処分になったのは、客観的な裏付けがあるのに、特に解雇となった2名は行為そのものを一貫して否定したところにあります。」等 ●発言(従業員説明会における説明内容) 書面1、2の内容と同様	3	一般市民[関係者] (被告を懲戒解雇された従業員[符号:X1])	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (機械、プラント、船舶、自動車、土木建築等の設計、製造及び販売業務等を目的とする法人)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
50	同上	名誉権		配布書面 発言	同上	3	一般市民[関係者] (被告を懲戒解雇された従業員[符号:X2])	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (同上)	¥1,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
51	同上	名誉権		配布書面 発言	同上	3	一般市民[関係者] (被告の従業員[符号:X3])	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (同上)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
52	名古屋地裁 R4.11.30 令和3年(ワ)第1110号	名誉権	プライバシー	メール	原告が職員に対するパワハラや機密情報漏洩をして被告Y1の利益を損ね、そのことで被告Y1から懲戒処分を受けた人物であるとの事実 (原告に関わるメールを送信してきた第三者に対する返信)	1	一般市民[関係者] (被告Y1の元理事・元センター室長)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:医療産業都市の推進に係る企画立案等の事業を行う公益法人[符号:Y1] ②:①の理事・職員[符号:Y2])	¥1,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。 Y1の責任原因は使用者責任。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
53	東京地裁 R4.12.9 令和2年(ワ)第20030号	名誉権		発言	・原告が本件居室に不特定多数の他人を複数回宿泊させたとの事実 ・Y2が本件居室内に立ち入った際、麻薬と思われる臭いが立ち込めていた、他の管理物件で違法薬物を使用された経験があり、違法薬物であると断定できる、原告は麻薬の売人に違いないと判断したとの事実 等 (原告の父が在籍する会社の従業員及び原告の母に対する発言)	1	一般市民〔関係者〕 (被告①から居室を賃借していた者)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:不動産の売買及び代理、仲介、斡旋業、不動産の賃貸借及び管理業等を目的とする法人 ②:①の取締役[符号:Y2])	¥3,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
54	大阪地裁堺支部 R4.12.13 令和2年(ワ)第1184号	名誉権		広報紙 ウェブサイト	・【見出し】「コロナ禍での議員と市職員の賭けマージャン疑惑！！」 【本文】「高い倫理観を保持しなければならない議員[略]が、緊急事態宣言発令下の外出自粛要請中[略]に行われた賭けマージャン疑惑について質疑しました。当事者である議員は、[略]、X議員(a区)の4人で、職員は[略]4人です。」「疑惑を持たれた者は、無実なら自らが立証する説明責任がありますが、誰もそれをしようとはしません、いや、出来ない事情があるのでしょう。」 ・【見出し】「“デマ”ではない！！」、「コロナ禍での市職員・市議の賭けマージャン疑惑」 【本文】「本件は、あくまでも最終的に当該情報の真実性を確定するだけの証拠が不十分だったに過ぎず、b市議会の総括も『(賭けマージャンをした・していないも)事実を決定するに足りる十分な客観的証拠を確認することができなかった』としており」、「今回の賭けマージャン疑惑については、結果的に真相究明に至らず申し訳なく思っております。」	2	政治家 (市議会議員)	政治家 (市議会議員)	¥30,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
55	東京地裁 R4.12.20 令和4年(ワ)第4399号 令和4年(ワ)第10864号	名誉感情		その他の書面 (訴訟の準備書面)	原告が「鉄面皮の虚言者」であると指摘するもの。	1	一般市民〔関係者〕 (被告と訴訟委任契約を締結した者(その後被告は辞任した。))	一般市民〔関係者〕 (弁護士)	¥1,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
56	東京地裁 R4.12.23 令和4年(ワ)第1671号	名誉権		発言	被告が原告と肉体関係を持ったとの事実 (居酒屋における、同店の常連客グループの仲間に対する発言)	1	一般市民〔関係者〕	一般市民〔関係者〕	¥1,500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
57	東京地裁 R4.12.27 令和4年(ワ)第8742号	名誉権		発言	「理事の金の管理は、中の話だから、中でちゃんと話し合って直せばいいだけのことであるが、それがちょっとずれただけで高圧的にもの言って、土下座を強要するとかそういう話がある。そういうようなことが言われるのは、やはりおかしい。」 (管理組合の総会における発言。以前の総会において、原告が別の理事の妻に土下座を強要したとの事実を摘示したもの。)	1	一般市民〔関係者〕 (マンション管理組合の理事)	一般市民〔関係者〕 (マンション管理組合の組合員)	¥1,500,000 ¥30,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
58	東京地裁 R5.1.26 令和3年(ワ)第11118号	名誉感情		同人誌	【表題】「犯罪撲滅！！地球の安全！合法レイプ実現『〇〇ラブドール』ならアナタの夢、かなう。」 【内容(漫画)】 ・ゲームキャラクターを、「〇〇ラブドール」という児童型ラブドールに見立て、その使用により性欲を発散させることで性犯罪等の犯罪撲滅に資するといったことを描写するもの ・被害法人が運営する店舗「AB」がキャバクラのように極端に肌を露出させた衣装を着用させた女性店員が利用客に接近して接客していることを描写するもの ・クレジット表記の「SPECIAL THANKS」としてX1、X2を記載するもの 等	1	その他の著名人 (ゲーム等の作品群の開発・運営法人[呼称:X1] (別表ⅠのNo.74の原告と同一))	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
59	同上	名誉+名誉感情	肖像権	同人誌 その他 (画像等を印刷したマスクの着用)	●同人誌 No.58に同じ。 ●マスク 原告Aの写真を顔面に着用できるように山型に湾曲させて加工したものを着用しながら上記同人誌を頒布したもの	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (上記X1の代表者、ゲームプロデューサー[呼称:X2](別表ⅠのNo.75の原告と同一))	一般市民[第三者]	¥4,000,000 ¥1,500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
60	東京地裁 R5.1.30 令和2年(ワ)第6671号	名誉権		配布書面	・原告が、本件マンションの管理業務の受託業者から管理委託契約の解約通知を受けたことを隠し、同社との契約につき特定日での解約が決定したとの虚偽の事実を揭示し、委員会に報告せずに同社に対する要望書を提出し、特定の委員に対して委員長一任の委任状を提出するよう執拗に要請し、委員会において当日になって議題を差し替えた事実、及び、管理員の増員の実現や毎日の接触といった原告の行為が同社に圧迫を与え、同社の解約申出の遠因になったとの事実 ・原告が慣例を破って理事会を取り仕切ったとの事実 等	4	一般市民〔関係者〕 (マンションの区分所有者、被告管理組合の委員会委員長)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (マンションの管理組合)	¥3,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
61	大阪地裁 R5.2.3 令和2年(ワ)第10124号	名誉権		その他の書面 (誓約書)	被告が、原告X1の従業員として、原告X2の指示に基づいて、B社から1000万円を詐取したとの事実 (被告は、上記B社の代表者Cに架空の共同事業の仲介を持ち掛け、準備金等の名目で金員を詐取した後、Cに対して上記事実を記載した誓約書を提出したもの。)	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (①:診療所の経営等を目的とする医療法人[符号:X1] ②:①の副理事長[符号:X2])	一般市民〔関係者〕 (X1に勤務していた者)	¥1,000,000 ¥900,000	¥0 ¥0	
62	東京地裁 R5.2.10 令和3年(ワ)第23905号	名誉権		発言 (記者会見における発言)	・「Xさんが士業をたぶらかして、都合のいい、まあ、言うこと聞く士業だけを使ってですね、自分の都合の良い様に工作をし続けているんですけども」、「(士業を)たぶらかし、司法書士にはこういう風に、普通会社の関与している税理士に相続税申告を頼むのが当たり前なんですけれども、それ以外の相続の申告書は、自分の都合のいい情報だけ与えて有利なような報告をして、これで申告しろと」 ・「道義的にも法的にも言語道断で、これは一種の後妻ビジネスの極悪非道版」 ・「使途不明金がある」、「Xさんの口座にかなりの資金が流れているのはつかんでおります」、「横領・特別背任になると思う」	2	一般市民〔関係者〕 (著名な作曲家(故人)の後妻)	一般市民〔関係者〕 (公認会計士・税理士)	¥2,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
63	東京地裁 R5.2.21 令和2年(ワ)第33570号	名誉権		配布書面 (ビラ)	・【表題】「新型コロナウイルスに便乗して！」 【本文】原告が、常任委員会の議事録を改ざんして同管理組合の管理組合費から本件自治会に188万9810円を支出するとともに、弁護士費用に22万円を支出する「悪事・悪態」をし、6月までに必ず開催しなければならない管理総会を取り止めにしてまでその悪事・悪態を隠そうとしているとの事実 ・【本文】管理総会の6月以降への延期が区分所有法などの法令違反であることから、理事長(管理者)が同法の罰則規定により20万円以下の過料に処せられるとの事実	2	一般市民〔関係者〕 (本件マンションの区分所有者、同マンションの住民で構成される自治会の会長)	一般市民〔関係者〕 (①～④:本件マンションの区分所有者)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
64	大阪地裁 R5.3.2 令和元年(ワ)第10286号 令和2年(ワ)第888号	名誉権		ブログ 発言 (週刊誌記者のインタビュー及び記者会見における発言)	●ブログ ・「監督を辞任した[略]本当の理由は、リンク内で私に対して嫌がらせやモラハラ行為があり、その影響で今年春頃から体調を崩すようになり、[略]リンクに行く事が出来なくなった事とそれに対するC大学の対応が誠意あるものと思えなかったからです。」 ・【表題】「嫌がらせ・モラハラ行為について」 【本文】「リンク上で突然怒鳴られたり、また違う話し合いの場では意見を否定され続け、私を傷つける言葉も言われました。」「Yコーチからは以前にも[略]激高された過去があった」、「YコーチがC大学関係者に『Xが私を辞めさせようとしている』とお話された」等 ●インタビューでの発言 「直接的な理由は“Y先生”から受けた度重なるハラスメント行為、つまり嫌がらせです」、「陰では、“X君は監督になってエラそうになった”“監督の権力でスケート部の伝統を変えようとしている”などと嘘を言いふらされて精神的に追い込まれたのです」等 ●記者会見での発言 「この数カ月間、こう、ま、理由もなく敵意をずっと向けられ続けてきた」、「僕自身が、そのハラスメントの行為、こういう(Y)先生の[略]行為でちょっとリンクに行くのがすごい厳しいっていう時も、やっぱり謝罪の言葉っていうのはなかったです」等		その他の著名人 (フィギュアスケーターのコーチ、大学アイススケート部コーチ) 4	その他の著名人 (プロフィギュアスケーター、大学アイススケート部監督)	¥3,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
65	東京地裁 R5.3.15 令和2年(ワ)第12237号 令和3年(ワ)第25967号	名誉権		配布書面	・原告らが被告の名義で多目的ホールの利用承諾を取得しながら、共謀して、その利用権を別の者の会合に横流ししたとの事実 ・「X1、X2らの上記行為は、国民の財産である〇〇ホールの使用目的をa区に欺き、横流し使用するという背任、横領(国民の財産税金を騙し取るという。)重大な犯罪行為であります。」 (郷友会の役員に対して発出した文書における記載)		一般市民[関係者] (①、②:特定の町の出身者からなる郷友会の元会長[符号:X1、X2]) 1	一般市民[関係者] (同郷友会の会長)	¥500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
66	東京地裁 R5.3.16 令和2年(ワ)第27940号	名誉権		雑誌	(当時新設された国の有識者会議の構成員であるAの人物像や人間関係等に関する記載の中で) 「A氏と政界を結ぶ“井戸を掘った”恩人は、今や彼にとって最大のリスクになっている。」、「ここに小誌が入手した『B』と題された二十四枚の英文書がある。国際為替手形なるもので、米国財務省の信用口座から八千万ドル、つまり約八十億円が振り出されることを証明する証書のようなものだ。「受取先として都内の『C』社の代表のサインもあるのですが、この英文書をX氏が持ち回り、[略]カネ集めをしています。」、「文書に書かれている口座管理者は米国籍の男で05年にFBIに詐欺容疑などで逮捕され実刑判決を受けている人物です。」、「C社の顧問弁護士を通じて代表に取材を申し入れると社外取締役が『当社の代表とX氏は知り合いで、X氏に渡した特許関係の契約書類の一部がブローカー連中に出回ってしまった。この文書自体はお金に換わるものではなく、非常に迷惑しています』と回答した。」等		一般市民[第三者] (国宝の補修等の業務を目的とする法人の会長) 1	記者・報道機関 (①:雑誌、書籍の発行、販売等を目的とする法人 ②:①の契約記者、本件記事の執筆者)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
67	那覇地裁 R5.3.23 平成30年(ワ)第762号	名誉権		発言 (記者会見における発言)	(原告らの子である児童Aが小学校で実施されたいじめアンケートに記載していたいじめ行為と、Aの自死との因果関係について) 「重篤ないじめといいますかね、精神的、肉体的ダメージに該当する、[略]現時点では、そういうものは確認されていないというのが現状です。」、「全く確認されていない。私じゃないですよ、第三者委員会がそう判断している。」、「第三者委の結論は、(上記の)アンケートはいじめに該当する。その他は、いじめと認定できるものはない。そして、いじめと自殺につながるものは確認されていない。それが現時点の判断だと聞いています。」、「教育委員会の見解としては、重篤ないじめ、自殺につながるいじめは、現時点ではないと思っています。」		一般市民[関係者] (市立小学校の在学中に自死した児童の父母) 1	一般市民[第三者] (市教育長(被告は市))	¥1,500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	訴訟物は国家賠償法第1条第1項に基づく国家賠償請求権。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
68	東京地裁 R5.3.24 令和2年(ワ)第 33533号	名誉権	肖像権	テレビ放送	・【テロップ】「裏の顔 巧妙な手口」、「独自 “改元詐欺の男” B直撃 逮捕前の“20分”ウソ『迷惑だ』」 【ナレーション】「男が語った20分間で、見えてきたのは、改元詐欺の巧妙な手口と男の裏の顔でした。」、「D容疑者は取材に対して『私書箱は悪用された』二、三年前から詐欺グループに悪用されてきた』と話していました。しかし、そのほとんどがうそだったのです。」 ・【テロップ】「独自”改元詐欺の男”逮捕前に直撃」 【出演者の発言】(原告の容貌が表示される中で)「あんな色鮮やかなベスト着てね、隣の人であったとしてもこの人瞬間として詐欺師ということで外しちゃうから、[略]そういうイメージなんかもどんどん払拭していかなければいけないんだなと。」 ・【出演者の発言】「現に実際の犯人があんな普通の方だっていうのにも、まず驚きですよね。」、「受け答えを見ていると非常に普通の方に見えたので、まさか加害者側の人間だとは思わなかったですね。」 等	4	一般市民〔第三者〕 (詐欺未遂等の被疑者として逮捕・勾留されたが、不起訴処分となった者)	記者・報道機関 (特定地上基幹放送事業者(テレビ放送を行う法人))	¥20,000,000 ¥5,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
69	東京地裁 R5.4.19 令和2年(ワ)第 15292号 令和3年(ワ)第 2002号	名誉権		発言 (街宣活動における発言)	・「Xは労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞きません。」 ・「皆さんも違法行為を繰り返すXに対してご指導を下さい。」 ・「このXという会社、Eの警備をやってる会社です。旧Cという名前で、そのC時代には竹槍や火炎瓶で学生を襲う。労働組合を弾圧して怪我人を出すなど、様々な問題を起こし、国会での質問もされたような、議員さんはですね、警備会社が存在しているのか、と言う会社が今や大手のXでEの警備を行っております。」 ・「Xは、従業員に対してパワハラや退職勧奨とか、そういった問題を起こしております。」 ・「我々が1年かけて、1年以上かけて様々なXの問題に対して街宣活動を行ってきた。それがaにも認められた。ある意味、aではこのような犯罪を行う警備会社が警備をしていたら困る、ということで、Eの警備から外されることになりました。」	5	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (事務所やビル等の警備請負等を目的とする法人)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (合同労働組合)	¥38,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
70	同上	名誉権	団結権	掲示書面	「分裂内ゲバお家芸?」、「まじめに仕事しろ」「おいK〔書記局長〕! ネックで横着するな!」、「反社にカンパ ブラックユニオン」、「威力業務妨害!」、「工事代1100万払え!」、「半グレ→反社」、「うるさいぞ! ブラックユニオン」、「ネット公開謝罪しろ!」 (被告が原告本社前で街宣活動した際、本社入口ドアに上記内容の文書を掲示したもの。)		法人・団体〔報道機関を除く。〕 (合同労働組合(No.69の被告と同一))	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (事務所やビル等の警備請負等を目的とする法人(No.69の原告と同一))	¥28,955,000 ¥1,525,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
71	東京地裁 R5.6.14 令和3年(ワ)第 17908号	名誉権	肖像権 私生活上の 平穩	配布書面 ブログ 発言 (街宣活動における発言)	・「X〔略〕は、理事長を即時辞任せよ!」、「女性職員2名が、Xから受けたパワハラにより業務上労災認定!」 ・「a市にお住いの皆様へ A財団理事長Xは、女性職員にパワハラを行っています。」 ・「組合員Bさん(女性職員)は、Xが強行した遠隔地配転により心身に不調を来たし【業務上労災認定】を受けた。」 ・「Xからのパワハラは継続しています」 等	39	一般市民〔関係者〕 (特定保険業、災害防止事業、福利厚生事業等を行う法人の理事長)	一般市民〔関係者〕 (①:労働組合 ②:①の執行委員長)	¥9,400,000 ¥800,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
72	東京地裁 R5.7.11 令和4年(ワ)第 7002号	名誉権	信用、その他人格権侵害(違法な懲戒請求による精神的苦痛)	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒請求書)	「違法である〇〇学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての〇〇学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」 (懲戒事由として記載されたもの)	1	一般市民〔第三者〕 (①、②:弁護士)	一般市民〔第三者〕 (①、②:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥30,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
73	東京地裁 R5.7.11 令和4年(ワ)第 26194号	名誉権	信用	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民〔第三者〕 (①、②:弁護士)	一般市民〔第三者〕 (①、②:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥100,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
74	東京地裁 R5.10.6 令和4年(ワ)第7000号	名誉権	信用	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民〔第三者〕 (①、②:弁護士)	一般市民〔第三者〕 (①、②:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥100,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
75	東京地裁 R5.10.18 令和2年(ワ)第28224号	名誉権		新聞 ウェブメディア Twitter(X)	●新聞記事(夕刊紙のコラム記事及びそのウェブ版) 芸術祭において問題が生じることが予想される作品を出展することを隠して、補助金を不正に受給しようとした疑いがあり、これに原告が関与したとの事実 ●Twitter ・上記コラム記事で取り上げた芸術祭の展示を巡る問題について、改めて原告を批判し、「公金と公の看板詐取の疑いがある」と指摘するもの ・原告が表現の自由の問題であるとするのは、「俺たちの表現の自由には公金を出せ」と言うに等しい傲慢不遜なものであり、原告について、補助金を受給するために芸術作品を隠して出すと言うような無法者であると指摘するもの 等	5	その他の著名人 (ジャーナリスト、芸術監督)	その他の著名人 (テレビ番組コメンテーター、著述業。本件記事の執筆者)	¥3,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
76	神戸地裁 R5.10.27 令和3年(ワ)第1135号	名誉権		配布書面 掲示書面 機関紙 ウェブサイト メール 発言	●ウェブサイト 原告らが、所定の手続を履践することなく、ゴルフの接待を受けたとの事実 ●メール(所属長に対するもの) 【表題】「組合長解職についてのお詫びと現在の状況について」 【本文】原告らが、被告の役員として重大なルール違反を犯し、被告に悪影響を及ぼす可能性があることを指摘するもの ●配布・掲示文書、機関紙(組合員への宅配物に同梱して配布し、店舗に掲示し、機関紙に掲載したもの) 【表題】「Y1組合長の会食についてのお知らせとお詫び」 【本文】ウェブサイトと同旨 ●発言(被告内部の会議における発言) メールの【本文】と同旨	6	一般市民〔関係者〕 (被告の元組合長理事〔符号:Y1〕)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (協同組合)	¥2,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
77	同上	名誉権		配布書面 掲示書面 機関紙 ウェブサイト メール 発言	同上	6	一般市民〔関係者〕 (被告の元常務理事)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (同上)	¥1,500,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
78	東京地裁 R5.11.16 令和4年(ワ)第7022号 令和5年(ワ)第15683号	名誉権	信用	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民〔第三者〕 (①、②:弁護士)	一般市民〔第三者〕 (①～⑥:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥30,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備 考
79	東京地裁 R5.11.29 令和4年(ワ)第14564号	名誉感情		その他の書面	「(Xの親であるAは)娘さんと同居。この娘さんがかなりのクレーマー！！とにかくお金をうるさい。細かいことにうるさい！！」、「ケアマネもこんなにうるさい家族は初めてだと言ってました・・」、「車いすでトイレの壁に傷をつけて、弁償しろだとか、全部金銭がらみでカット。」、「残った1社…が月曜と火曜の夜を担当しており、しかも男性ヘルパー。女性はみんな切られたので、男性の方がいいのではうちに相談しました。」、「Xさんという方でWikipediaにもでてる元女優さんです。とてもきれいな49歳で、いつも露出度高めな服ででてくるそうです。みなさん、エッチな目でみないように気を付けましょう。」等(被告の従業員らに対し、Aの介護サービスを担当していた別事業所の担当ケアマネージャーからの連絡事項等を周知する目的で作成されたが、被告従業員が原告宅に置き忘れた引継書に記載されてたもの)	1	一般市民〔関係者〕 (被告の居宅介護サービスを受けた者の子)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (介護保険法による居宅介護サービス事業等を目的とする法人)	¥1,720,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
80	名古屋地裁 R5.11.30 令和3年(ワ)第4710号	名誉権		配布書面	「X議員の処分についてお知らせします。先般、ご本人より離党届が代表あてに提出され受理いたしましたが、昨日の議会運営委員会におけるX議員の発言は、明らかに党所属議員に対する事実無根の虚偽発言であり、党所属議員が名誉を著しく棄損された状況を鑑み、離党届の受理を撤回し、X議員を除籍処分とすることを決定しましたので、お知らせいたします。」	1	政治家 (市議会議員、被告の元党員)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (地域政党)	¥4,000,000 ¥400,000	¥0 ¥0	
81	大阪地裁 R5.12.7 令和3年(ワ)第6483号 令和4年(ワ)第350号	名誉感情		配布書面	「(X1)人間失格」等 (職場の同僚に交付したもの)	1	一般市民〔関係者〕 (トラック運転手〔符号:X1〕)	一般市民〔関係者〕 (トラック運転手(原告X1と同じ営業所の同僚))	¥600,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
82	同上	名誉権		発言	原告X2が労働組合費で書籍を購入し、売却して代金を着服しているとの事実 (職場の休憩室における同僚に対する発言)	1	一般市民〔関係者〕 (トラック運転手〔符号:X2〕)	一般市民〔関係者〕 (同上(原告X2と同じ営業所の同僚))	¥1,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
83	同上	名誉+名誉感情		配布書面	・【表題】「サイコパス(精神病質者)の10の特徴」 ・【表題】「いい人のふりしてあなたを攻撃してくる人への対処法」 (内容の詳細不明。営業所の所長に交付したもの)	2	一般市民〔関係者〕 (トラック運転手(№81・82の被告と同一))	一般市民〔関係者〕 (トラック運転手(原告と同じ営業所の同僚、№81の原告X1と同一))	¥1,000,000 ¥80,000	¥0 ¥0	
84	東京地裁立川支部 R5.12.13 令和4年(ワ)第1480号 令和5年(ワ)第969号	名誉権	業務	メール Twitter(X)	【メール】 ・被告が原告に対して、B[原告がプロデュースする音楽ユニットのメンバーである声優]がツイッターに投稿したイラストが被告の著作権を侵害している旨連絡したところ、原告は、被告からの連絡を遮断し、被告の著作権侵害を隠そうとしたとの事実、及び、原告がCや(上記ユニットによる)CDの宣伝活動を優先し、被告の著作権を軽視したとの事実(取引先に送信したもの) ・原告が著作権侵害の事実を知りながらこれを隠し、自らの営利活動を優先したとの事実、及び原告が下請法及び独占禁止法に違反する行為や公文書偽造をしているとの事実 等(Bの所属先企業に送信したもの) 【Twitter(X)】 原告が独占禁止法及び下請法に抵触する行為や公文書偽造をしているとの事実(原告の代理人弁護士が作成し、被告に送付した通知書の画像を添付したもの)	4	その他の著名人 (アニメーション監督)	芸能人 (声優、役者、イラストレーター等)	¥3,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
85	同上	名誉権		メール	【件名】「親告:二次創作に自身の著作物を無断剽窃・盗用され著作権侵害、名誉毀損、脅迫を受けています。」 【内容】原告及びBが被告の著作権及び肖像権を侵害しているとの事実、及び原告が虚偽の内容の脅迫状を送り被告を脅しているとの事実 (取引先に送信したもの)	1	その他の著名人 (同上)	芸能人 (同上)	¥1,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	